

リネージュⅡ VISA カード 会員特約

第1条(名称)

本カードは、エヌ・シー・ジャパン株式会社(以下「エヌ・シー・ジャパン」という)と三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「リネージュⅡ VISA カード」と称します。

第2条(会員資格)

本特約ならびに三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員が、エヌ・シー・ジャパンもしくは当社的一方から、カード会員資格を取り消される場合があっても、このことにより、エヌ・シー・ジャパン会員としての資格を喪失するものではありません。

第4条(エヌ・シー・ジャパンのサービスの利用)

1. 会員は、エヌ・シー・ジャパンより、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、エヌ・シー・ジャパンの所定の方法に従うものとします。

第5条(カード種類)

会員は、本カードについて、家族カード、ゴールドカード、ヤングゴールドカード、リボルビング払い専用カードおよび三井住友マスターカードを申込むことはできません。

第6条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。

第7条(カード利用代金の支払区分)

1. 本カードの支払区分は、すべてリボルビング払いとします。なお、本カード会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第31条にかかわらず、元金定額5千円(但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)に当社所定の手数料を加算した額とします。なお、本カード会員が希望し当社が適当と認めた場合には、弁済金を1万円以上1万円単位で指定した金額に変更し、またはボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
3. 手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位 100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第8条(キャッシングリボの借入金の支払い)

1. キャッシングリボの返済方法は、会員規約第38条にかかわらず、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が設定または増額若しくは減額できるものとします。但し、本カード会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金に会員規約37条に定める経過利息を加えた額とします。

第9条(本カードの利用範囲)

本カードは、「キャッシング一括」をご利用いただけません。

第10条(年会費)

本カードの年会費は、無料とします。

第11条(カードの更新)

カードの有効期限はカード表面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカードの利用が無い場合、カードの更新は行わないものとします。

第12条(会員規約の適用)

1. 本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。
2. 本特約と会員規約の内容に相違がある場合、本特約を優先して適用されます。